

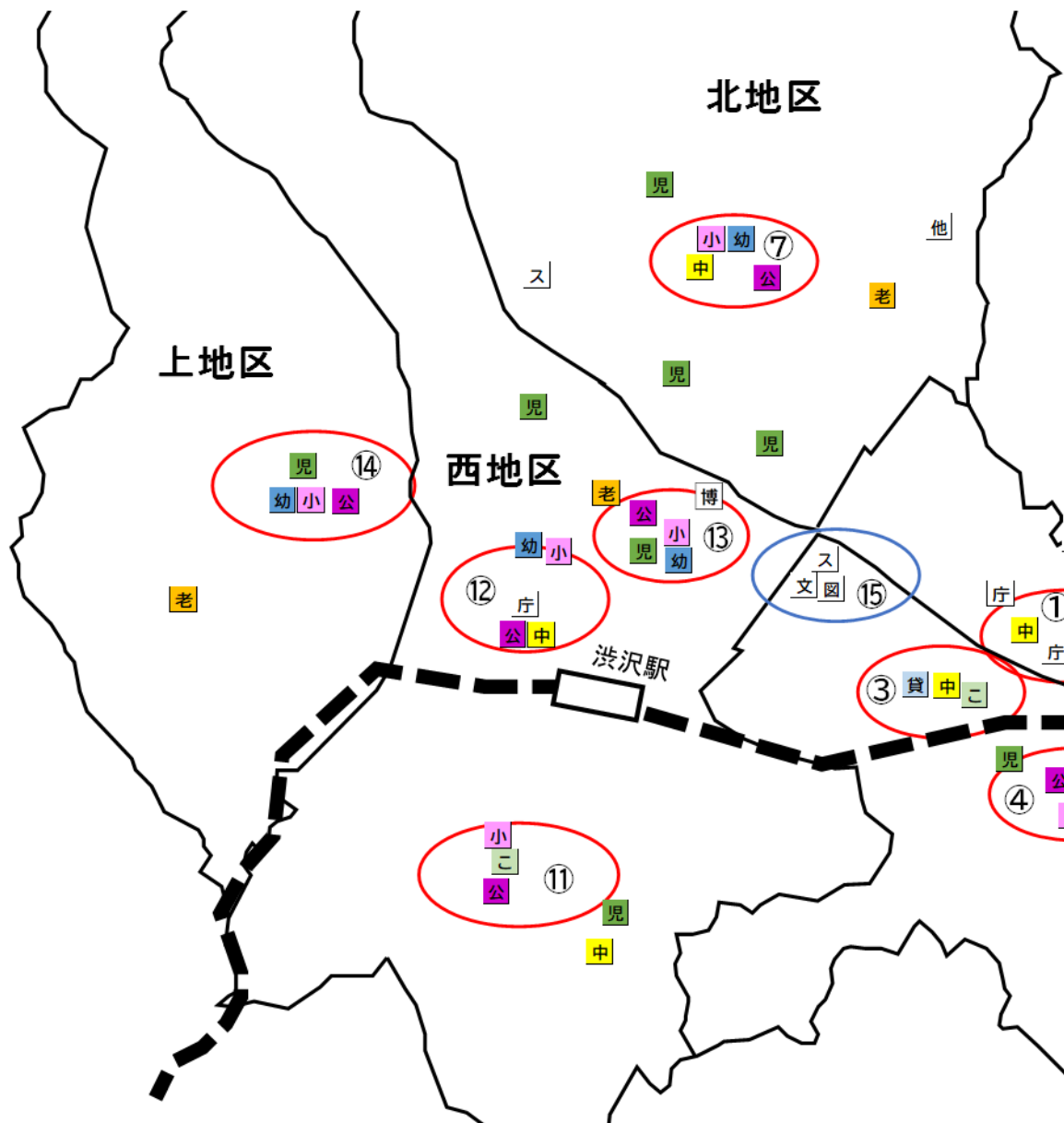
## 第2章 施設別の取組み

～令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの取組み～



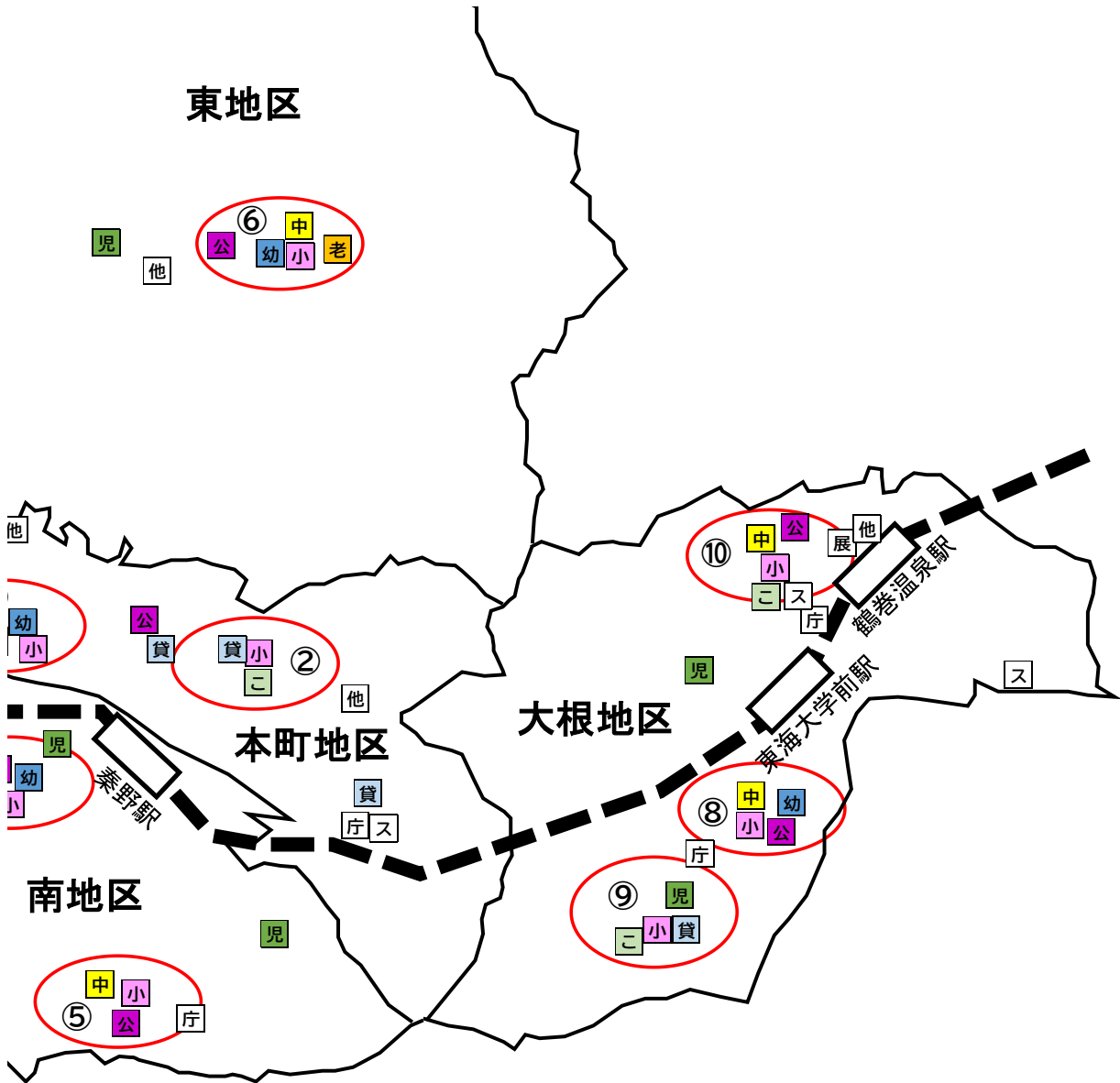
公共施設の現在の配置と将来のイメージ

- ① 現在の小学校・中学校は、更新時期を目途に一体化を検討するほか、コミュニティ拠点としての機能を付加します。
- ② 現在の小学校区・中学校区を中心に14の拠点を形成し、これに全市的対応エリアであるカルチャーパークを加えて、15のコミュニティ拠点を形成します。



※ おおむねの位置関係を示したもので、測量に基づく正確な位置ではありません。

- ③ 2060年までに更新時期を迎える施設のうち、更新できない施設を維持していく場合には、公民連携による一般財源負担の軽減を前提とします。
- ④ 主に地域の市民が利用する小規模施設について、コミュニティ拠点への機能移転や地域への移譲による開放型自治会館での機能補完が困難な場合は、地域のコミュニティ施設として建替えることも検討します。



【凡例】

小	小学校	中	中学校	幼	幼稚園	こ	こども園	公	公民館	児	児童館
老	老人いこいの家	図	図書館	文	文化会館	ス	スポーツ・健康	貸	その他貸館		
展	展示施設	博	博物館	庁	市役所・消防庁舎等	他	その他施設				

第2章 施設別の取組み

第2期基本計画では、公共施設全体に関係する大きな方向性として「総括的事項」を、個別の施設に関する方向性として「施設別事項」を定めています。それぞれの事項について、本プランでは次のように取り扱うこととします。

【総括的事項】	【施設別事項】
<p>第2期基本計画の方向性を計画期間内に実行することとし、実行時期の詳細は定めず、第2期基本計画を参照することとします。</p> <p>ただし、施設別事項に関連する項目がある場合は、「備考」にその旨を記載し、総括的事項との関係性を明確にすることとします。</p>	<p>この章において、施設別の方向性の実施時期などの詳細を定めます。</p> <p>また、第2期基本計画の方向性に加えて、特筆すべき課題や方向性を「特記事項」として、総括的事項に該当がある場合には「備考」として、それぞれ記載することとします。</p>

第2期基本計画に記載している【施設の概要】、【管理運営費等】、【現状と課題】、【2030年までの維持補修費用】、【維持補修費用の長期見通し】はここでは記載せず、【基本計画】のみを抽出して、本プランにおける「施設別の取組み」とするものです。

なお、本プランの計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間としています。

《施設別の取組みの見方》

太 枠 が前期実行プランの記載内容となります。

第2期基本計画の期間を前期・後期に分け、前期は年度ごとに細分化して記載しています。

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	○○○・・・	○	○	○	○	○	○	○	○
②	○○○・・・			>	>	>	>	>	○
③	○○○・・・			□	□	□	□	□	□
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>△△△・・・</li> <li>△△△・・・</li> </ul>	特筆すべき課題や方向性、検討内容などの詳細を記載しています。							
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇◇◇・・・</li> </ul>	関連する「総括的事項」の該当項目を記載しています。該当がない施設の場合は、備考欄を設けていません。							

「○」はソフト事業、「□」はハード事業を、黒塗りは第1期基本計画のシンボル事業を表します。  
「>」は後期実行プラン又は第3期基本計画に向けた方向性を表します。

1 学校教育施設

(1) 義務教育施設

小・中学校 (22校)

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	大規模改修、更新時には、民間活力の利用も視野に近隣施設との複合化を実施し、地域コミュニティ施設として位置付け。また、この際は、防災拠点としての機能を強化・拡充	□	□	□	□	□	□	□	□
②	複合化に必要となるルール(利用方法、維持管理区分等)を作成	○	○	>	>	>	>	>	○
③	整備基準を上回る校舎(教室)は、教育活動に配慮した上で、建替えまでの間、複合化等により最大限に有効活用することを検討	>	>	>	>	>	>	>	○
④	教育の質を担保するため、義務教育学校等の学校のあり方とともに、地域の拠点として、近隣公共施設との複合化等を検討		>	○	○	○			
⑤	児童数が減少している広畑小学校の方向性を検討			○	○	○	○	○	
⑥	必要性を考慮したうえで、耐用年数を迎える校舎の解体等を検討			□	□	□	□	□	□
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来のコミュニティ拠点となることが想定されている小中学校については、児童数が減少している広畑小学校も含め、具体的な建替えの方向性を定める必要があります。</li> <li>・ 将来の複合施設の建設に備えて、市内初の本格的な複合施設である西中学校多機能型体育館（西公民館）について、複合化の課題を把握する必要があります。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総括的事項5「施設の統廃合・複合化」の①目標達成のための施設の統廃合・複合化の実施、に該当します。</li> </ul>								





1 学校教育施設

(2) その他の施設

幼稚園（8園）

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	幼児教育・保育の質の充実を図るとともに、需給バランスを踏まえた施設配置とするため「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」に基づく配置の見直しを実施	●	●	○	○	○	○	○	○
②	職種間の異動を容易にする人事の実施を継続	>	>	○	○	○	○	○	○
③	大根幼稚園とひろはたこども園の複合化の検討			○					
④	ほりかわ幼稚園の公私連携によるこども園化等の検討			○	○	○	○	○	
⑤	東幼稚園の東小学校との複合化や近隣園との再編等の検討			○	○	○	○	○	
⑥	必要性を考慮したうえで、耐用年数を迎える園舎の解体等を検討			□	□	□	□	□	□
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひろはたこども園に統合される大根幼稚園の跡地利用について、新たな財政負担が発生しないよう、早急に検討する必要があります。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項5「施設の統廃合・複合化」の①目標達成のための施設の統廃合・複合化の実施、に該当します。</li> </ul>								



1 学校教育施設

(2) その他の施設

教育支援教室いずみ

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	恒久的に使用できる施設への移転を検討	>	>	>	>	>	>	>	>
②	近隣自治体との広域的利用の可能性について検討	>	>	>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>通室児童生徒数が増加している中、学習支援の保証が急務かつ喫緊の課題であり、これらに対応しながら第2期基本計画の方向性を検討する必要があります。</li> </ul>								

1 学校教育施設

(2) その他の施設

コミュニティルームつばさ

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	近隣自治体との広域的利用の可能性について検討			>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童生徒数の増加が見込まれる中、学習支援の保証が急務かつ喫緊の課題であり、これらに対応しながら第2期基本計画の方向性を検討する必要があります。</li> </ul>								

2 生涯学習施設

(1) 公民館等

公民館(11館)

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	児童館等の機能を可能な限り公民館に移すことにより、空き時間帯やスペースの有効活用を図り、効率的な管理運営を実施	○	○	○	○	○	○	○	○
②	近隣の学校の更新がある場合は、耐用年数の残存期間、維持補修費用の見込等について検証し、費用対効果が高い場合には、複合化を実施	□	□	□	□	□	□	□	□
③	現在の施設数を維持し、地域の拠点として位置づけ			○	○	○	○	○	○
④	南公民館及び大根公民館の建替えを検討			○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターが未設置で老朽化している南及び大根公民館について、建替えについての具体的な方向性を定める必要があります。</li> <li>将来の複合施設の建設に備えて、市内初の本格的な複合施設である西公民館(西中学校多機能型体育館)について、複合化の課題を把握する必要があります。</li> </ul>								

2 生涯学習施設

(1) 公民館等

ほうらい会館

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	最優先、優先の機能ではないため、更新時期までに必要な機能を検討			>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新時期である令和21年(2039年)を見据えて、適正に維持管理を実施しながら、必要な機能の移転先などを検討する必要があります。</li> </ul>								

2 生涯学習施設

(2) 青少年用施設

児童館（17館）

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23～H32)		第2期基本計画 (R3～R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	施設の老朽化の度合いや周辺の施設配置などを考慮しながら、近隣の公共施設へ児童館の機能を順次移転	○	○	○	○	○	○	○	○
②	地区会館等の機能を担ってきた施設は、地域への譲渡又は地区会館等としての建替えを支援	●	●	○	○	○	○	○	○
③	近隣に移転先がなく、移譲が困難で、地域コミュニティの拠点機能を維持する必要がある場合には、公民館分館的な施設としての建替えを検討。ただし、床面積の増加を防ぐため、当該地域の公民館等の更新面積を減少させる。			□	□	□	□	□	□
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の公共施設の集約化を見据えて、開放型自治会館への移行について、地域自治会の負担を軽減し、一般利用を促進するため、課題の解決に向けた検討を行います。</li> <li>耐用年数を経過している施設が多いため、地域の意見を聴きながら、後期実行プランに向けて各児童館の方向性を定める必要があります。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項5「施設の統廃合・複合化」の④小規模地域施設の地域への移譲を進めながら、施設の地域における役割を把握し、必要に応じて公共施設として建替えることを検討、に該当します。</li> </ul>								

2 生涯学習施設

(2) 青少年用施設

曲松児童センター

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23～H32)		第2期基本計画 (R3～R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	近隣の公共施設への機能移転や統合に当たり、機能を補完	○	○	○	○	○	○	○	○
②	定期的企業利用の活用による使用料収入の確保			○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童館機能と貸館機能を備えていますが、近年は利用者数が減少しています。</li> <li>夜間の一般利用が低調だったため、定期的企業利用が可能な施設に位置付けていますので、稼働率向上のためにも定期的企業利用を推進する必要があります。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の①施設設置の趣旨を達成するためにも利用者の増加策を積極的に実施し、最小の経費で最大の効果を実現、に該当します。</li> </ul>								



2 生涯学習施設

(2) 青少年用施設

はだのこども館

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	稼働率の低い時間帯を有償で一般利用者に開放し、近隣施設の機能補完を検討	○	○	○	○	○	○	○	
②	平日夜間に民間活力を利用した子どもたちの学力向上のための場所として使用するなどの使用形態を研究	一部実施	>	>	>	>	>	>	>
③	構造体の耐用年数や更新年度を考慮し、今後の方向性を検討			○	○	○	○	○	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造体の耐用年数が到来するため、今後の方向性を早急に定める必要があります。</li> <li>方向性を定めただうえて、残存期間を考慮し必要な改修を実施します。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項5「施設の統廃合・複合化」の①目標達成のための施設の統廃合・複合化の実施、に該当します。</li> </ul>								

2 生涯学習施設

(2) 青少年用施設

表丹沢野外活動センター

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	公設公営の施設としての管理運営から転換	○	○	○	○	○			
②	木造の施設であることから、メンテナンス計画の策定を検討	>	>	>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度(2023年度)から指定管理者制度による運営に移行する予定であり、これまでの施設の役割に加えて、表丹沢魅力づくり構想の拠点施設としての機能を果たしていくことになります。</li> <li>大規模な木造施設であり、特殊な設備も備えているため、メンテナンス計画策定の必要性を検討する必要があります。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の①施設設置の趣旨を達成するためにも利用者の増加策を積極的に実施し、最小の経費で最大の効果を実現、に該当します。</li> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の②公設公営の施設は、指定管理者や公民連携による管理運営内容の見直しを検討・実施、に該当します。</li> </ul>								

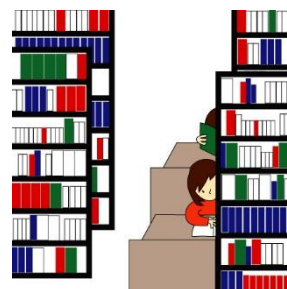


2 生涯学習施設

(3) 文化・芸術施設

文化会館

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	民間のノウハウを活用した効率的、効果的な管理・運営を実施するため、指定管理者制度を導入	>	○	○	○				
②	既存不適格となっている天井のほか、大小ホールの舞台設備等の大規模改修を実施			○	○	○	○	○	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度(2022年度)から指定管理者制度に移行します。</li> <li>令和8年度(2026年度)までの指定管理期間中に大規模改修を実施する予定です。指定管理者のアドバイスなどに基づき、市民への影響を抑えるために、できるだけ休館期間を少なくしながら、最小限の費用で実施できるよう、改修の具体的な進め方を検討する必要があります。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の②公設公営の施設は、指定管理者や公民連携による管理運営内容の見直しを検討・実施、に該当します。</li> </ul>								



2 生涯学習施設

(3) 文化・芸術施設

図書館

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	図書館の管理運営費の削減を図ることにより、大根鶴巻地区へのネットワークの充実をはじめ、時代に即した利便性の高いサービスの拡充を検討	>	>	>	>	>	>	>	>
②	図書館にとって重要な、利用者サービスの維持・向上に対する取組みを強化するため、民間活力の活用などを含めた様々な運営形態の中から、効率的かつ適切な運営体制を検討	>	○	○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス向上のために、電子書籍の導入などを積極的に検討する必要があります。</li> </ul>								

2 生涯学習施設

(3) 文化・芸術施設

はだの歴史博物館

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	現在、学校の空き教室等に保管している市史刊行物、民具、発掘の出土品等について、現在未利用又は将来未利用となる公共施設をその保管場所として転用することで、学校施設の複合化を進めやすくすることを検討	一部実施	>	>	>	>	>	>	>
②	運営充実のための施設規模及び展示スペースの検討		一部実施	○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所の確保が課題であり、展示スペースの充実も合わせて検討する必要があります。</li> <li>情報通信技術を活用した博物館機能の充実などを検討する必要があります。</li> </ul>								

2 生涯学習施設

(3) 文化・芸術施設

宮永岳彦記念美術館

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	適正な配置を検討	>	>	>	>	>	>	>	>
②	商品開発及び販路の工夫、PR媒体の研究など、新たな管理運営形態を研究	>	>	>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接している弘法の里湯では、指定管理者制度導入の検討が進んでいるため、導入を見据えて管理運営形態の研究を進める必要があります。</li> </ul>								

2 生涯学習施設

(3) 文化・芸術施設

はだの浮世絵ギャラリー

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	一般財源負担を抑えた管理運営を継続			>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画展示の充実とともに、一般財源負担を抑えたままの管理運営を継続する必要があります。</li> </ul>								

2 生涯学習施設

(4) スポーツ・健康施設

総合体育館

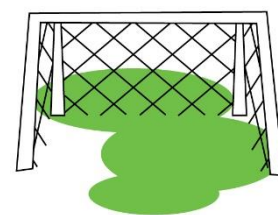
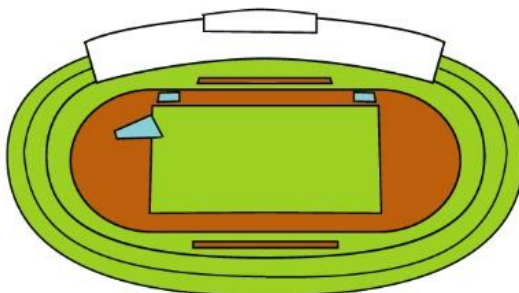
第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	指定管理者の再導入など、一層効率的な管理運営を実施	○	○	○	○				
②	公共施設の効率的活用の観点から、会議室の運営方法を検討	>	>	>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度(2022年度)から指定管理者制度に移行します。</li> <li>指定管理者からの提案なども踏まえて、会議室の活用を検討する必要があります。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の①施設設置の趣旨を達成するためにも利用者の増加策を積極的に実施し、最小の経費で最大の効果を実現、に該当します。</li> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の②公設公営の施設は、指定管理者や公民連携による管理運営内容の見直しを検討・実施、に該当します。</li> </ul>								

2 生涯学習施設

(4) スポーツ・健康施設

カルチャーパーク

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	市民サービスの向上と効率的な管理運営のため、指定管理者制度を導入			○	○				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度(2022年度)から指定管理者制度に移行します。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の①施設設置の趣旨を達成するためにも利用者の増加策を積極的に実施し、最小の経費で最大の効果を実現、に該当します。</li> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の②公設公営の施設は、指定管理者や公民連携による管理運営内容の見直しを検討・実施、に該当します。</li> </ul>								



2 生涯学習施設 (4) スポーツ・健康施設 おおね公園

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	指定管理者の再導入など、一層効率的な管理運営を実施	○	○	○	○				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度(2022年度)から指定管理者制度に移行します。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の①施設設置の趣旨を達成するためにも利用者の増加策を積極的に実施し、最小の経費で最大の効果を実現、に該当します。</li> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の②公設公営の施設は、指定管理者や公民連携による管理運営内容の見直しを検討・実施、に該当します。</li> </ul>								

2 生涯学習施設 (4) スポーツ・健康施設 サンライフ鶴巻

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	公民館やおおね公園への機能移転による施設の廃止を検討	一部実施	○	○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存不適格となっている体育室の特定天井について、対応を検討する必要があります。</li> <li>体育室機能は近隣に代替施設がないこと、敷地が借地であることなどを踏まえ、施設が耐用年数を迎える令和34年(2052年)を見据えた検討を進める必要があります。</li> </ul>								

2 生涯学習施設 (4) スポーツ・健康施設 スポーツ広場・学校開放

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	学校開放及びスポーツ広場使用の受益者負担のあり方について見直し	○	○	○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ広場及び学校開放のあり方について検討を行い、より利用しやすい環境を整備する必要があります。</li> </ul>								





2 生涯学習施設

(4) スポーツ・健康施設

中野健康センター

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	利用者増加のため、予約システムの導入を検討			○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民利用施設の中で、予約システムに対応していない数少ない施設です。</li> <li>より多くの利用を促すために、予約システムの導入を検討する必要があります。</li> </ul>								

2 生涯学習施設

(4) スポーツ・健康施設

はだの丹沢クライミングパーク

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	指定管理者制度の導入により、県立山岳スポーツセンターとの連携を強化し、利用者の確保を図る			○	○	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度(2022年度)から指定管理者制度に移行します。</li> <li>県立山岳スポーツセンターとの連携強化はもとより、表丹沢魅力づくり構想における交流発信拠点として、周辺エリア全体の魅力向上を促進する必要があります。</li> <li>県や関係団体等との連携により、ボルダリング、リード、スピードのスポーツクライミング施設が一体となった普及促進を図る必要があります。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の②公設公営の施設は、指定管理者や公民連携による管理運営内容の見直しを検討・実施、に該当します。</li> </ul>								

3 庁舎等

(1) 本庁舎等

本庁舎、西庁舎及び東庁舎

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	建替え資金の計画的な手当てとともに、従来の建設基金積立金と起債に頼る方法以外の建替え手法を研究	>	>	>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期実行プラン及び第3期基本計画に向けて、建替え計画や積立の実施など、より具体的な方向性を検討する必要があります。</li> </ul>								

3 庁舎等

(1) 本庁舎等

連絡所（12か所）

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23～H32)		第2期基本計画 (R3～R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	コンビニ交付の状況を踏まえて、連絡所のあり方を検討			>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンビニ交付の開始のほか、鶴巻温泉駅連絡所が追加されるなど、状況が変化しています。</li> <li>コロナ禍において、本庁舎への集中を回避するため、コンビニ交付に加えて連絡所の積極的な利用を推奨しています。</li> <li>マイナンバーと紐付けた行政機関間の情報連携により、各種手続における証明書類の添付が順次廃止されています。また、ICTの活用等により非対面での交付が可能となることも考えられるため、状況を把握しながら、方向性を検討する必要があります。</li> </ul>								

3 庁舎等

(1) 本庁舎等

環境資源センター

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23～H32)		第2期基本計画 (R3～R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	将来にわたり、庁舎機能を維持し続けることが必要となる施設ではないため、業務委託の進ちょくと耐用年数を比較検証し、耐用年数を超えた使用が必要な場合は、必要最低限の改修で対応	>	>	>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の集約化に向けて、資源ゴミ等の収集場所としての機能と庁舎機能の区分けを明確にしておく必要があります。</li> </ul>								

3 庁舎等

(2) 消防庁舎等

消防庁舎

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23～H32)		第2期基本計画 (R3～R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	大根分署は、消防広域化の動向を見据えながら、周辺の適地への移転も含めた将来計画を検討	>	>	>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>大根分署の構造体の耐用年数は令和39年(2057年)ですが、施設は老朽化が進んでいます。また、土地は借地であり、建物も手狭であるため、将来計画を検討する必要があります。</li> <li>大根分署の移転については、適地の選定はもちろん、費用負担を最小限とするよう検討を進める必要があります。</li> </ul>								

3 庁舎等

(2) 消防庁舎等

消防団車庫・待機室(36施設)

第2期基本計画の方向性		第1期(H23~H32)		第2期基本計画(R3~R12)					後期
		前期	後期	前期実行プラン					
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	消防団車庫・待機室の建替えに当たっては、団の再編について検討するとともに、土地を賃借している施設については、他の公共施設との複合化を第一に移転を検討	>	>	>	>	>	>	>	>
②	引き続き土地を賃借する場合であっても、地権者の理解を得ながらその契約内容を借地借家法(旧借地法)に則ったものに改正	>	>	>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化している施設が多く、計画的に更新していますが、後期実行プラン及び第3期基本計画に向けて、他の公共施設との複合化等の検討を進める必要があります。</li> </ul>								

3 庁舎等

(3) その他の施設

市民活動サポートセンター

第2期基本計画の方向性		第1期(H23~H32)		第2期基本計画(R3~R12)					後期
		前期	後期	前期実行プラン					
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	公共施設全体の効率的利用と公共施設利用者間の公平性の観点から、センターの機能の必要性と施設内容について検討	>	>	>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動団体の担い手不足が危惧される中、若者の活動拠点としての機能を持たせるなど、必要かつ適切な支援を行えるよう、センター機能について検討する必要があります。</li> </ul>								

3 庁舎等

(3) その他の施設

放置自転車保管場所

第2期基本計画の方向性		第1期(H23~H32)		第2期基本計画(R3~R12)					後期
		前期	後期	前期実行プラン					
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	一般財源負担を軽減するため、引き取り率の向上を推進			○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営費、一般財源負担額ともに減少傾向にあり、効率的な運営を実現できている施設です。</li> <li>この傾向を継続していくため、さらなる引き取り率の向上を推進する必要があります。</li> </ul>								

3 庁舎等

(3) その他の施設

秦野駅北口自転車駐車場

第2期基本計画の方向性	第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
	前期	後期	前期実行プラン					後期
			R3	R4	R5	R6	R7	
① ライフサイクルコストを意識し、長期的な黒字化を目指す	新規	□	○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度(2019年度)は工事实施による費用負担の増加により一般財源負担が発生していますが、短期的にも黒字が見込める施設です。</li> <li>黒字への早期転換とその継続によって恒常的な黒字化を目指す必要があります。</li> </ul>							



3 庁舎等

(3) その他の施設

自治会館

第2期基本計画の方向性	第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
	前期	後期	前期実行プラン					後期
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 自治会が使用している寄付された市有地は、できるだけ早い時期に、条例改正により手続きを簡素化したうえで、自治会に無償譲渡	○	○	○	○	○	○	○	○
② ①以外の市有地を使用している場合は、減額譲渡又は減額貸付を検討	>	>	>	>	>	>	>	>
③ 自治会館の新たな建設に当たっては、複数の自治会が共同し、施設を一定規模以上のものとして、地域における貸館機能を有する会館とすることについて、補助制度の優遇措置などにより誘導するとともに、既存の会館についても、サークル活動等に開放することについて支援	●	●	○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の公共施設の集約化を見据えて、開放型自治会館への移行について、地域自治会の負担を軽減し、一般利用を促進するため、課題の解決に向けた検討を行います。</li> </ul>							

4 福祉施設

(1) 保育・子育て支援施設

こども園 (5園)

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	保育所定員の拡大は、民間保育所に対する支援を拡充し、定員増により対応	>	>	>	>	>	>	>	>
②	早期に残る2園の給食調理業務の委託化が進むようにするため、こども園の業務員を小学校の給食調理業務へ配置転換を行うなど、人事面での委託化推進策を検討	○	○	○	○	○	○	○	○
③	耐用年数を迎える園について、今後の方向性を検討			>	>	>	>	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、給食調理業務の委託化を推進する必要があります。</li> <li>間もなく耐用年数を迎える園について、前期実行プラン中に方向性を定める必要があります。</li> </ul>								

4 福祉施設

(1) 保育・子育て支援施設

児童ホーム (28施設)

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	駅前等、保護者のニーズに合わせた場所への開設や、また、公設公営にこだわることなく、民間施設の開設によって不足分を補うことも検討	○	○	○	○	○	○	○	○
②	機能の維持を前提とした運営手法を検討			>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様化するニーズに対応し、機能を維持していくため、公設公営にこだわらない運営手法を検討する必要があります。</li> </ul>								





4 福祉施設

(1) 保育・子育て支援施設

ぽけっと21等

第2期基本計画の方向性	第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
	前期	後期	前期実行プラン					後期
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 現在の運営形態の成果について改めて検証し、存続の必要性や新たな子育て支援サービスに転換する必要性などについて検討	>	>	>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度(2021年度)から始まった、東及び北公民館を利用した出張ひろば形式での新規開設について、その効果や課題を検証し、今後のサービス提供に生かしていく必要があります。</li> </ul>							



4 福祉施設

(2) 高齢者用施設

広畑ふれあいプラザ

第2期基本計画の方向性	第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
	前期	後期	前期実行プラン					後期
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 健康器具の更新時は、必要性、受益者負担のあり方等を検討	>	>	>	>	>	>	>	>
② 施設の有効活用と使用料収入確保のため、夜間における「定期的企業利用」を推進			○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間の一般利用が低調だったため、定期的企業利用が可能な施設に位置付けていますが、実績がないため、積極的に活用を推進する必要があります。</li> </ul>							
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の①施設設置の趣旨を達成するためにも利用者の増加策を積極的に実施し、最小の経費で最大の効果を実現、に該当します。</li> </ul>							



4 福祉施設

(2) 高齢者用施設

末広ふれあいセンター

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	健康器具の更新時は、必要性、受益者負担のあり方等を検討	>	>	>	>	>	>	>	>
②	施設の有効活用と使用料収入確保のため、夜間における「定期的企業利用」を検討			○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模は違いますが、同様の機能を持った広畑ふれあいプラザよりも利用人数が少なく、そのため一人当たりの一般財源負担額も高くなっています。</li> <li>夜間の一般利用が低調なため、定期的企業利用の導入を検討する必要があります。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の①施設設置の趣旨を達成するためにも利用者の増加策を積極的に実施し、最小の経費で最大の効果を実現、に該当します。</li> </ul>								

4 福祉施設

(2) 高齢者用施設

老人いこいの家(5施設)

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	地域の施設として地域に譲り渡し、地域の特性に応じて自由に運営し、必要に応じて行政が援助	●	●	○	○	○	○	○	○
②	近隣に移転先がなく、移譲が困難で、地域コミュニティの拠点機能を維持する必要がある場合には、公民館分館的な施設としての建替えを検討。ただし、床面積の増加を防ぐため、当該地域の公民館等の更新面積を減少させる			□	□	□	□	□	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の公共施設の集約化を見据えて、開放型自治会館への移行について、地域自治会の負担を軽減し、一般利用を促進するため、課題の解決に向けた検討を行います。</li> <li>各いこいの家について、個別に対話と意見交換を実施し、後期実行プランに向けて、それぞれの方向性を定めます。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項5「施設の統廃合・複合化」の④小規模地域施設の地域への移譲を進めながら、施設の地域における役割を把握し、必要に応じて公共施設として建替えることを検討、に該当します。</li> </ul>								

4 福祉施設

(3) その他の施設

保健福祉センター

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	福祉の拠点としての機能充実のため、稼働率の低い部屋については、他の施設機能との複合化を検討	>	>	>	>	>	>	>	>
②	稼働率の低い夜間の閉館や隔日開館、日曜日の閉館や隔週開館等、維持管理費の節減策を検討	>	>	>	>	>	>	>	>
③	施設の有効活用と使用料収入確保のため、夜間における「定期的企業利用」を拡充			○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間の一般利用が低調だったため、定期的企業利用が可能な施設に位置付けています。施設の有効活用のため、定期的企業利用を拡大する必要があります。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の①施設設置の趣旨を達成するためにも利用者の増加策を積極的に実施し、最小の経費で最大の効果を実現、に該当します。</li> </ul>								

4 福祉施設

(3) その他の施設

青少年相談室

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	相談室の利用が増加しているため、効率的な運用を検討			>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数が増加する中、プライバシーに配慮した対応を継続するため、施設内の他室の利用など、限られたスペースの有効活用を検討する必要があります。</li> </ul>								



4 福祉施設

(3) その他の施設

歯科休日急患診療所

第2期基本計画の方向性	第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
	前期	後期	前期実行プラン					後期
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 運営面での他の先進事例等を参考として、現在の施設のあり方について検討を継続	○	○	○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科に関するセーフティネット機能ですが、利用者一人当たりの一般財源負担額がおよそ37,000円と高額です。</li> <li>・ サービスの継続と一般財源負担の縮小を両立させるよう、検討を継続する必要があります。</li> </ul>							

5 観光・産業振興施設

(1) 観光施設

鶴巻温泉弘法の里湯

第2期基本計画の方向性	第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
	前期	後期	前期実行プラン					後期
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 利用者を増やすための投資は、その効果を徹底的に検証したうえで実施	一部実施	>	>	>	>	>	>	>
② 市民サービスの向上と効率的な管理運営のため、指定管理者制度を導入	○	○	○	○	○	○		
③ 地域の自治会や商店会と連携し、駅周辺のにぎわい創造を推進			○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルスの影響などを見極め、適切な時期に指定管理者制度を導入します。</li> <li>・ 指定管理者制度導入に当たっては、鶴巻地区の観光拠点としての機能も盛り込むことで、地域全体のにぎわい創造につながるよう検討を進めます。</li> </ul>							
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総括的事項6「管理運営内容の見直し」の②公設公営の施設は、指定管理者や公民連携による管理運営内容の見直しを検討・実施、に該当します。</li> </ul>							

5 観光・産業振興施設

(1) 観光施設

名水はだの富士見の湯

第2期基本計画の方向性	第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
	前期	後期	前期実行プラン					後期
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 表丹沢魅力づくり構想との連携などによる市内経済の活性化を推進			○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表丹沢魅力づくり構想との連携などを視野に、より安定した運営となるよう指定管理者と連携して取り組む必要があります。</li> </ul>							

5 観光・産業振興施設

(2) 産業振興施設

田原ふるさと公園

第2期基本計画の方向性	第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					後期
	前期	後期	前期実行プラン					
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 施設の使用と事業収入の取扱いを明確にし、公平性を失うことのないようにするとともに、指定管理者への移行も含め、最適な運営方法を検討	○	○	○	○	○	○	○	
② 農業や歴史・文化遺産との連携による地域と来訪者の交流創出を推進			>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>最適な運営方法については、表丹沢魅力づくり構想における位置付けを踏まえ、地域とともに検討を進める必要があります。</li> <li>後期実行プランに向けて運営方法の方向性を定める必要があります。</li> </ul>							
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の②公設公営の施設は、指定管理者や公民連携による管理運営内容の見直しを検討・実施、に該当します。</li> </ul>							

5 観光・産業振興施設

(2) 産業振興施設

里山ふれあいセンター

第2期基本計画の方向性	第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					後期
	前期	後期	前期実行プラン					
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 公民館や表丹沢野外活動センターとの連携をより深めるとともに、より一層の有効利用を図る方法を検討	>	>	○	○	○	○	○	○
② 現在の管理運営形態を見れば、公設の施設とする必要性は低いため、事業継続を条件に施設を森林組合に譲渡することを検討	>	>	○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度に移行する予定の表丹沢野外活動センターとの連携や、森林組合による自主事業の拡充など、施設の有効活用の推進を検討。</li> </ul>							
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の①施設設置の趣旨を達成するためにも利用者の増加策を積極的に実施し、最小の経費で最大の効果を実現、に該当します。</li> </ul>							





5 観光・産業振興施設

(2) 産業振興施設

駐車場 (2カ所)

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	片町駐車場は、県道705号拡幅整備事業等の代替地とするため、事業の進捗に応じて利用を停止	計画修正	○	○	○	○	○	○	○
②	渋沢駅北口駐車場の利用増につながる取組の検討	新規	>	>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅直近の立地を生かした渋沢駅北口駐車場の利用増加策を検討する必要があります。</li> </ul>								

5 観光・産業振興施設

(2) 産業振興施設

ふるさとハローワーク

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	施設の性格と利用者の意向を分析し、その立地条件について改めて議論を行い、将来計画を検討	>	>	>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数は減少傾向ですが、社会経済情勢や雇用情勢を注視する必要があります。</li> <li>管理運営費も削減していますが、後期実行プラン又は第3期基本計画に向けて将来の方向性を定める必要があります。</li> </ul>								

6 公営住宅

一般賃貸住宅

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	効率的な管理運営を行っていくために、現状以上に住み替え等を推進し、できる限り早期に住宅を集約して小規模団地の解消を図り、空いた団地の用地の有効活用を検討	>	>	>	>	>	>	>	>
②	管理運営体制について、より効率的な方法に改めることを検討	>	>	>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期実行プラン又は第3期基本計画に向けて、民間住宅の活用、公民連携による管理運営などについて方向性を定める必要があります。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の②公設公営の施設は、指定管理者や公民連携による管理運営内容の見直しを検討・実施、に該当します。</li> </ul>								

6 公営住宅

ミライエ秦野

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	空室を避け、長期にわたる黒字経営を維持			>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>空室を避け、ライフサイクルコストを確実に回収する必要があります。</li> </ul>								

7 公園・緑地等

(1) 都市公園・緑地

公園・緑地

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	開発行為の際には、事前協議の中で金銭負担制度の積極的な活用を図り、その資金で近隣の公園の拡充を図るとともに、既存の小規模公園も、統合を図るなど、維持管理コストの削減策を検討	>	>	>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模な公園が多く設置されていることが本市の課題です。</li> <li>第2期基本計画の方向性に基づき、小規模公園の統合や効率的な管理運営について検討する必要があります。</li> </ul>								

7 公園・緑地等

(2) その他の施設

くずはの家

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	かながわのナショナルトラスト指定1号地の本旨に立ち返り、ボランティア色の強い管理運営体制に見直し、管理運営費用を削減	○	○	○	○	○	○	○	○
②	更新年度以降も継続使用する場合には、改修費用等の一般財源負担の軽減を検討			>	>	>	>	>	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造施設のため、標準的な耐用年数は令和9年(2027年)です。</li> <li>更新年度以降も継続使用する場合には、後期実行プランに向けて、改修費用等の一般財源負担を軽減する方策について、方向性を示す必要があります。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項6「管理運営内容の見直し」の①施設設置の趣旨を達成するためにも利用者の増加策を積極的に実施し、最小の経費で最大の効果を実現、に該当します。</li> </ul>								

7 公園・緑地等

(2) その他の施設

蓑毛自然観察の森・緑水庵

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	地域と協働して地域活性化の核となる施設として有効活用するとともに、管理運営費を削減	○	○	○	○	○	○	○	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>表丹沢魅力づくり構想の地域活動拠点として、地域との協働を進めるとともに、森林セラピーロードの活用などにより、活性化を図る必要があります。</li> </ul>								



8 低・未利用地

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	低・未利用地については、サンセット方式(あらかじめ事業の期限を決めること)を導入し、目的の変更や民間活力の導入などを積極的に行うとともに、土地開発公社所有地については、中期的な暫定利用により、利子負担を軽減する方策を検討。また、再配置により統廃合された施設の用地は、速やかに売却	○	○	○	○	○	○	○	○
②	低・未利用地は、地域の核となるような施設の隣接地との交換等により、施設の集約を図るための資源として活用することを検討	>	>	>	>	>	>	>	>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>売却や交換だけでなく、公民連携手法による有効活用なども視野に検討を進める必要があります。</li> </ul>								
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括的事項5「施設の統廃合・複合化」の③客観的な評価に基づき、利用が少なく非効率な施設及び土地については、その設置目的にかかわらず、統廃合や複合化、賃貸及び売却を積極的に実施、に該当します。</li> </ul>								

9 新たに整備された施設

学校給食センター

第2期基本計画の方向性		第1期 (H23~H32)		第2期基本計画 (R3~R12)					
		前期	後期	前期実行プラン					後期
				R3	R4	R5	R6	R7	
①	自校方式の小学校給食の提供方法を検討			>	>	>	>	>	○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年(2021年)12月から中学校完全給食が実施されました。</li> <li>公募により愛称が「はだのっ子キッチン」となりました。</li> <li>安定的な提供に努めるとともに、効果と課題を把握し、小学校なども含め全市的な提供の方向性を検討する必要があります。</li> </ul>								



